平成２４年（フ）第３３号
長野県塩尻市大字広丘堅石67番地１　ハイツ丸山Ｂ―102
債務者　村田　教江
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森本　　遼
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月３日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第１０７号
愛知県西尾市丁田町杢左61番地　サンリバー101号室
債務者　久嶋　義行
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　米田　聖志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月10日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第９３号
奈良県磯城郡三宅町大字伴堂588番地の５
債務者　夢工房日和こと佐世保こと　田代　廣行
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　吉孝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月10日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第１９６号
金沢市千木町へ15番地１
債務者　中野　　博
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　蕪城　哲平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月５日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第８０号
山形県天童市中里３丁目７番28号
債務者　金木　　稔
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　徳重　　充
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月６日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２２５号
沖縄県那覇市泊２丁目７番地３
債務者　渡嘉敷和子
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田島　啓己
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月13日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第２２６号
沖縄県国頭郡今帰仁村字上運天1229番地５
債務者　座間味榮仁
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田島　啓己
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月13日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第２２７号
沖縄県那覇市泊２丁目７番地11　とかしきアパート４階
債務者　永田　雅男
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田島　啓己
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月13日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第１１３号
愛知県豊川市野口町名飯24番地の１
債務者　曽田　稔彦
1　決定年月日時　平成24年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　哲哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月24日午前11時25分
5　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１９号
岩手県二戸市福岡字八幡平71番地１
債務者　大清水幸子
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２４年（フ）第２５号
岩手県久慈市二十八日町１丁目35番地
債務者　外舘　達夫
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２４年（フ）第８６号
群馬県太田市大原町381番地48
債務者　岩野　梅子（旧姓清水）
1　決定年月日時　平成24年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第５２号
岐阜県多治見市小田町５丁目29番地の１
債務者　村上　啓子（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成24年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２４年（フ）第１９号
静岡県掛川市宮脇879番地の32
債務者　山中　祥乃
1　決定年月日時　平成24年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２４年（フ）第１３３号
愛知県一宮市東五城字大平裏５番地　県営住宅３棟102号
債務者　酒井　利子
1　決定年月日時　平成24年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第１４２号
愛知県一宮市浅井町江森字森前１番地１　ナビウッディ一宮２番館807号
債務者　竹内　里恵（旧姓長友・大矢）
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第１６６３号
京都市右京区太秦多藪町14―11　カプチーノ太秦304号、住民票上の住所京都市伏見区向島中島町101番地７
債務者　澤田　　歩
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係